（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部改正）

第七十四条　介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第一の二中「平成」を「令和」に改める。

様式第五号（第十二条関係）

収入印紙（消印しないこと。）

言語聴覚士国家試験受験願書

ふりがな 氏名		性別	男 女	受験番号	※
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日	本籍（国籍）	都道府県	受験希望地	
現住所	都道府県　　市郡区 （郵便番号　　―　　）　電話番号　　（　　）				
養成施設名					
最終学歴	学部（学科）　　年卒業（見込）				

受験資格（該当項目に○印をつけること。）	資格該当項目			添付書類
	養成施設卒業者（一般・短期）	法第33条第１号		・養成施設修業（卒業）証明書
		法第33条第２号		
		法第33条第３号		
		法第33条第５号		
		法附則第２条		・養成施設修業（卒業）証明書 ・平成10年９月１日現在、養成施設において修業中であったことを証する書類
	指定科目履修者	法第33条第４号		・大学等卒業証明書 ・指定科目履修証明書
	外国養成施設卒業者	法第33条第６号		・厚生労働大臣による受験資格の認定を証する書類
	実務経験者	法附則第３条		・履歴書 ・指定講習会修了証明書 ・実務経験等を証する書類

連絡先	電話番号　　（　　）　　（内線　　）

上記により、言語聴覚士国家試験を受験したいので申し込みます。

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣
指定試験機関代表者　　殿

氏名　　印

備考　1　※印欄には、記入しないこと。
2　該当する不動文字を○で囲むこと。
3　黒ボールペンを用い、かい書ではっきりと記入すること。
4　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。
5　修業（卒業）証明書・指定科目履修証明書・実務経験等を証する書類については、それぞれ学校・養成施設・勤務先の長（所属長等）の発行に係るものであること。
6　法附則第２条に該当する者のうち、平成10年９月１日現在、現に養成施設の課程を終えている者にあっては、受験資格を証する添付書類は、養成施設修業（卒業）証明書のみでよいこと。
7　記名押印に代えて、署名することができる。
8　用紙の大きさは、Ａ４とすること。